

国立広島原爆死没者追悼平和祈念館警備業務仕様書

この仕様書は、国立広島原爆死没者追悼平和祈念館（以下「祈念館」という。）における火災その他の事故を未然に防止し、秩序維持及び施設保全を図るための警備業務に適用する。

1 業務実施場所

祈念館管理区域内

2 勤務体制

(1) 現場責任者及び副責任者の選任

受注者は、本業務に従事する者（以下「従事者」という。）の中から、現場責任者1名及び副責任者1名以上を選任する。

(2) 受注者は、従事者に警備業法第21条及び同法施行規則第38条に定める教育を行うとともに、必要な指導及び監督をすること。

3 警備員の資格

AED（自動体外式除細動器）を使用できる者（使用実績のある者又は使用に関する講習を受けた者）1名以上を配置すること。

4 従事者数及び勤務時間

期 間	1名	3名
4月1日から7月31日まで	7時30分から19時まで	8時から18時30分まで
8月1日から8月31日まで	7時30分から20時まで	8時から19時30分まで
8月5日・8月6日	7時30分から21時まで	8時から20時30分まで
9月1日から11月30日まで	7時30分から19時まで	8時から18時30分まで
12月1日から12月29日まで	7時30分から18時まで	8時から17時30分まで
1月1日から2月28日まで		
3月1日から3月31日まで	7時30分から19時まで	8時から18時30分まで

5 業務内容

受注者の業務の内容及び従事する日時等は、次のとおりとする。

(1) 防災センター監視

防災センターに1名常駐する。

ア 常駐時間は、原則として次表のとおりである。

期 間	時 間 帯
4月1日から7月31日まで	7時30分から19時まで
8月1日から8月31日まで（5日及び6日を除く）	7時30分から20時まで
8月5日・8月6日	7時30分から21時まで
9月1日から11月30日まで	7時30分から19時まで
12月1日から12月29日まで	7時30分から18時まで
1月1日から2月28日まで	
3月1日から3月31日まで	7時30分から19時まで

イ 主に次の業務を行う

- (ア) 通用口を出入りする者の確認
- (イ) 鍵の保管及び受渡し
- (ウ) 設備集中監視盤による設備運転状況の監視
- (エ) 監視モニターによる管理区域の監視
- (オ) 防災管理
- (カ) 多目的トイレ呼出ベル及びエレベーター緊急連絡装置作動確認

(2) 館外巡視警備

祈念館の館外の巡視・警戒を行う（経路は別図①のとおり）。

ア 巡視・警戒回数は、原則として次表のとおり行う。

期 間	時 間 帯	回 数
4月1日から7月31日まで	8時00分から18時30分まで	3回以上（8時30分までに1回、18時以降に1回、その他の時間に1回以上）
8月1日から8月31日まで （5日及び6日を除く）	8時00分から19時30分まで	3回以上（8時30分までに1回、19時以降に1回、その他の時間に1回以上）
8月5日・8月6日	8時00分から20時30分まで	5回以上（8時30分までに1回、20時以降に1回、その他の時間に1回以上）
9月1日から11月30日まで	8時00分から18時30分まで	3回以上（8時30分までに1回、18時以降に1回、その他の時間に1回以上）
12月1日から12月29日まで 1月1日から 2月28日まで	8時00分から17時30分まで	3回以上（8時30分までに1回、17時以降に1回、その他の時間に1回以上）
3月1日から3月31日まで	8時00分から18時30分まで	3回以上（8時30分までに1回、18時以降に1回、その他の時間に1回以上）

イ 主に次の業務を行う。

- (ア) 火気及び危険物の有無の確認
- (イ) 潜伏者の有無の確認
- (ウ) 施設の毀損の有無の確認
- (エ) その他警備上必要と認められる事項

(3) 館内警備

ア 地下1階エントランスで警備を行う（場所は別図②のとおり）。

(ア) 期間及び時間帯は、原則として次表のとおり行う。

期 間	時 間 帯
4月1日から7月31日まで	8時30分から18時まで
8月1日から8月31日まで（5日及び6日を除く）	8時30分から19時まで
8月5日・8月6日	8時30分から20時まで
9月1日から11月30日まで	8時30分から18時まで
12月1日から12月29日まで 1月1日から2月28日まで	8時30分から17時まで
3月1日から3月31日まで	8時30分から18時まで

(イ) 主に次の業務を行う。

- a 館内の警備
- b 入館者の誘導及び監視

イ 地下2階死没者追悼空間（以下「追悼空間」という。）入口で警備を行う（場所は別図③のとおり）。

（ア）期間及び時間帯は、原則として次表のとおり行う。

期 間	時 間 帯
4月1日から7月31日まで	8時30分から18時まで
8月1日から8月31日まで（5日及び6日を除く）	8時30分から19時まで
8月5日・8月6日	8時30分から20時まで
9月1日から11月30日まで	8時30分から18時まで
12月1日から12月29日まで	8時30分から17時まで
1月1日から2月28日まで	
3月1日から3月31日まで	8時30分から18時まで

（イ）主に次の業務を行う。

- a 館内の警備
- b 入館者の誘導及び監視

ウ 館内の巡視・警戒を行う（経路は別図②及び③のとおり）。

（ア）巡視・警戒回数は、原則として次表のとおり行う。

期 間	時 間 帯	回 数
4月1日から7月31日まで	8時から18時30分まで	3回以上（8時30分までに1回、18時以降に1回、その他の時間に1回以上）
8月1日から8月31日まで（5日及び6日を除く）	8時から19時30分まで	3回以上（8時30分までに1回、19時以降に1回、その他の時間に1回以上）
8月5日・8月6日	8時から20時30分まで	5回以上（8時30分までに1回、20時以降に1回、その他の時間に1回以上）
9月1日から11月30日まで	8時から18時30分まで	3回以上（8時30分までに1回、18時以降に1回、その他の時間に1回以上）
12月1日から12月29日まで	8時から17時30分まで	3回以上（8時30分までに1回、17時以降に1回、その他の時間に1回以上）
1月1日から2月28日まで		
3月1日から3月31日まで	8時から18時30分まで	3回以上（8時30分までに1回、18時以降に1回、その他の時間に1回以上）

（イ）主に次の業務を行う。

- a 各室の施錠
- b 窓等の閉鎖の確認
- c 火気及び危険物の有無の確認
- d 施設の毀損の有無の確認
- e 水道の閉栓の確認
- f 消灯の確認及び照明管球類等の点検
- g 電気機器の電源の切り忘れ点検
- h 潜伏者の有無の確認
- i その他警備上必要と認められる事項

(4) 開館及び閉館に伴う作業

閉館時には各出入口の施錠確認を行うとともに、防潮堤を立ち上げ、プラチエーンをかけ、立入禁止の看板を設置する。また、開館時はこの逆を行う（場所は別図①～③のとおり）。

閉館後、照明制御盤アナンシエーターにより照明の消灯、空調集中リモコン（東芝2台、三菱電機1台）により空調機の停止を確認する。

(5) 共通業務

(1) から (5) に共通する業務として次のことを行う。

ア 利用者等に対する注意等の業務

項 目		注意	退去命令	身柄拘束
館 内	エントランスホール、追悼空間等で長時間滞在する者	○	○	
	動物（身体障害者補助犬を除く。）を持ち込む者	○	○	
	他の利用者に対し、迷惑行為をする者	○	○	
	挙動不審者、徘徊者	○	○	
館 外	ローラースケート、スケートボード、舞踊等を行って通行の妨げをする者	○	○	
	花火、焚き火等の防火管理上危険な行為をする者	○	○	○
すべてに共通	けんかをする者	○	○	
	長時間たむろする者	○	○	
	ゴミを散乱する者	○	○	
	施設、樹木、器物等を破損する者	○	○	○
	盗難等の違法行為を行う者			○
	その他、目にあまる行為をしている者	○	○	

※ 身体障害者補助犬とは、身体障害者補助犬法に基づく、盲導犬、介助犬及び聴導犬をいう。

(注) 1 必要に応じて、110番通報をするとともに、発注者に報告する。

2 退去命令は、注意しても聞き入れられない場合に行う。

3 身柄拘束は、身元、動機、補償請求等の調査のため行う。

イ 照明管球類等の不灯火管球の交換（ただし、高所設置管球等の交換が困難な箇所は除く。）

※ 高所設置管球等の交換が困難な箇所とは、追悼空間天井など高所作業リフトを使用して交換を行う必要がある箇所及び交換が困難であると発注者の承認を得た箇所をいう。

(ア) 不灯火箇所を発見、又は祈念館職員から交換依頼があった場合、速やかに交換する。

(イ) 交換に必要な管球類、梯子等の備品類、管球の処分費等はすべて発注者の負担とする。

(ウ) 交換に際しては、次の点を遵守する。

- a 来館者に配慮する。
- b 他の警備業務に支障がないようにする。
- c 安全管理を十分に行う。

(エ) 交換後、発注者に報告する。

ウ 車椅子利用者の介添え、利用場所までの案内及び退去時の対応

車椅子については、適時、車輪ゴムタイヤの空気圧を確認して適正な状態を確保する。

エ 各種看板の設置・撤去

定期朗読会の開催日（毎月第2・第3日曜日、第3火曜日及び第4金曜日）及び8月5日・6日には、開館前に看板を設置し、閉館後に撤去を行う。そのほか、発注者の指示により必要な看板を設置・撤去する。

なお、設置・撤去する場所についてはいずれも発注者の指示による。

オ 落とし物の拾得等

落とし物を拾得した場合、コインロッカー（返却式）料金取り忘れ現金を発見した場合は、速やかに総合案内に報告する。

カ パンフレットの補充

追悼空間入口設置のパンフレットの補充を適宜行う。

キ 来館者の声

来館者からの要望等を受けた場合は、内容を取りまとめて文書により発注者へ報告する。

ク 感想ノートの管理

落書き及び破損等があれば、発注者に報告するとともに、適宜、鉛筆及び消しゴムを確認して適正な状態を確保する。

ケ 雨天時の傘立て・玄関マットの出し入れ及び玄関マットの水分除去

コ 雨傘袋の在庫管理

サ 救急対応

館内又は館外で、けが人又は病人が発生した場合に、「入館者異常事態発生時対応マニュアル」に基づき、適切に対応する。

シ 積雪対応

夜間、積雪が予想される場合には、発注者の指示に基づき、閉館後、階段等にブルーシートを設置し、翌日の開館前に回収する。また、必要に応じて除雪等を行う。

ス 異常時の発注者への報告

異常があった場合には適切に処理して、事故等の再発防止を図るとともに、発注者に随時報告し、必要に応じて所定の様式を発注者に提出する。

セ 桜開花時期への対応

公園内の桜開花時期にあわせて、祈念館の植樹帯へ花見客が立ち入らないようにロープ張りを行う。実施時期については発注者と協議して定める。

(6) 非常事態における対応

ア 発注者への対応

(ア) 火災、盗難その他の事故が発生し又は発生する恐れがあると認められるときは、入館者の避難誘導及び関係機関への通報等の臨機応変の処置をとるとともに、発注者へ連絡する。

(イ) 警報受信装置により異常の発生を知ったときは、機械警備業務を受託している会社と協力し、必要な処置をとるとともに、発注者へ連絡する。

(ウ) 火災、盗難、浸水、破損等の事故発生時において対応した場合は、所定の様式により報告する。

イ 火災の場合

(ア) 火災を発見した場合又は通報を受けた場合は、現場に急行して初期消火にあたり、それが困難な場合は119番通報する。

(イ) 現場では、負傷者及び逃げ遅れた者がいないかを確認し、避難誘導を行う。

(ウ) 消火活動にあたっては、大声で付近の人々に知らせるとともに、応援を受けて消火に全力を傾注する。

(エ) その状況を発注者に報告する。

(オ) その他については、消防計画書のとおり行う。

ウ 盗難の場合

(ア) 盗難の形跡を発見した場合又は通報を受けた場合は、現場に急行し、関係者以外を遠ざけて現場保存を図るとともに、直ちに防災センターの警備員に連絡し、110番通報を要請する。

(イ) 犯人発見の時は、直ちに防災センターの警備員に連絡し、110番通報を要請するとともに、応援を求め、犯人を監視する。

(ウ) その後、発注者に報告する。

エ 危険行為等の場合

(ア) 明らかな危険行為又は破壊行為を確認した場合、直ちに防災センターの警備員に連絡し、110番通報を要請する。

(イ) その後、発注者に報告する。

オ 豪雨等の場合

(ア) 平和記念公園内の雨水等が、施設内に流れ込む恐れがある場合は、防潮堤を立ち上げるとともに、必要に応じて土のう、ボックスウォール等を設置して対応する。

(イ) その後、発注者に報告する。

カ 施設、器物破損の場合

(ア) 施設利用者及び第三者が祈念館の建築物、設備及び備品等を故意又は過失により破損した場合は、原因者から損害賠償を求めるための事情聴取を行う。

(イ) その後、発注者に報告する。

6 業務にあたっての留意事項

受注者の従業員への遵守事項は、次のとおりとする。

- (1) 勤務中は服装を正しくして入館者に対して礼儀正しく対応する。
- (2) 休憩は指定した場所で行う。
- (3) 常に所定の衣服を着用するとともに、受注者発行の身分証明書を携行する。
- (4) 来館者は多種多様であり、その目的も様々である。その対応にあたっては、「丁寧」、「正確」、「迅速」、「親切」を心掛け、祈念館の行事予定や広島市内外の知識、地理等の精通に努める。
- (5) 警備中に発見したゴミは、除去する。汚物等を見つけた場合は、清掃員に処理を依頼する。なお、清掃員の勤務時間外である場合は発注者に連絡する。
- (6) 開館直前及び開館中にシステム機器が稼働していないことに気付いた場合は、発注者に連絡する。
- (7) 検索用のシステム機器が初期画面以外で放置されていることに気付いた場合、初期画面に戻るボタンを押す。
- (8) 発注者が別に制定する消防計画及び防災計画に則り、災害が発生又は発生のおそれがあるときは、迅速かつ適切な災害応急対応及び未然防止にあたる。
- (9) 警備員の誰もが勤務において円滑に通報連絡及び初期消火及び不審物発見時等の対応ができるように、火災等の災害発生を想定した部分訓練を、次のとおり実施する。また、祈念館備付のAEDの取扱についても併せて訓練を行う。

ア 回数 年間3回以上

イ 対象者 全員

ウ 報告 訓練に際しては、実施内容を事前に報告し、その結果を実施後に発注者に報告する。

7 鍵の預託

- (1) 発注者は、警備上必要な鍵（ICカードを含む）を受注者に預託する。
- (2) 受注者は、預託された鍵について「鍵預かり証」を発注者に提出するとともに、鍵の管理については、厳重に行うものとする。

8 報告事項等

受注者は、次の事項に関わる各種書類を発注者に提出しなければならない。

- (1) 受注者は、あらかじめ発注者に対し、現場責任者、現場副責任者及び従事者（配置する警備員）の住所、氏名等を所定の様式により報告する。なお、現場責任者、現場副責任者及び従事者に変更があったときも同様とする。
- (2) 配置する警備員は、警備業法第21条及び同法施行規則第38条に定める教育を実施したことを証する書類を添付すること。
- (3) 委託契約約款第6条に定める委託業務実施計画書は、年間計画書及び月間勤務予定表とし、年間計画書は契約締結から10日以内に、月間勤務予定表は前月の25日までに（4月分については、契約締結から10日以内に）、所定の様式により発注者に提出し、それぞれ承認を受ける。
- (4) 委託契約約款第12条第1項に定める委託業務実施報告書は、業務日誌及び月間報告書とし、受注者は、業務日誌については業務終了の翌日（休日等の場合はその翌日）に、月間報告書については翌月10日（3月分の月間報告書は3月31日）までに、それぞれ所定の様式により発注者に提出するものとする。

9 費用の負担等

費用の負担は、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、業務に必要な限度で、祈念館の施設及び設備を無償で使用できる。
- (2) 業務に要する経費のうち、業務を行うために必要な機材等は受注者の負担とする。
- (3) 業務に要する経費のうち、電気料、水道料、防災センター通話料及び管球交換に必要な費用は、発注者の負担とする。
- (4) インフルエンザ等の流行時は、マスクを着用するなど感染予防に努める。

10 その他

- (1) 受注者は、次年度の委託業者の業務に支障をきたさないよう十分な引継ぎを行わなければならない。
- (2) この仕様書に疑義のあるとき、又は定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。